

**環境影響評価準備書についての知事意見及び  
それに対する都市計画決定権者の見解(案)について**

愛知県知事から13件の意見がありました。

### 【愛知県知事意見】

区 分	意見数
全般的事項	3
大気質、騒音、振動	3
水質	1
日照障害	1
動物	1
景観	1
廃棄物等	1
その他	2
合計	13件

番号	項目	意見	都市計画決定権者の見解(案)
1	全般的事項	<u>事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。</u>	<u>事業の実施に当たっては、準備書p3-26に記載した環境保全への配慮事項及び選定項目に係る環境保全措置を実施すること、また、環境影響の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内で利用可能技術を導入し、より一層の環境影響の低減に努めます。</u>
2		<u>詳細な工事計画等の作成に当たっては、事業実施段階における周囲の環境の状況や本事業と類似する先行事例の状況の把握に努め、環境の保全に適切に配慮すること。</u>	<u>今後の工事計画等の詳細な検討に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえるとともに、事業実施段階における周辺の環境や対象事業と類似する先行事例の状況等の把握に努め、環境の保全について適切に配慮を行います。</u>
3		<u>環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。</u>	<u>準備書p13-1に記載したとおり、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係法令に基づき、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとしています。</u>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の見解(案)
4	大気質、騒音、振動	<p><u>工事の実施に当たっては、低公害型の建設機械を積極的に採用するなど、環境保全への配慮事項を徹底し、建設機械の稼働に係る大気質、騒音及び振動の影響の低減に努めること。また、建設機械の稼働に係る騒音の環境保全措置については、事業実施段階において住居等の立地状況を把握した上で、適切に実施すること。</u></p>	<p><u>工事の実施に当たっては、準備書p3-26に記載した低騒音・低振動型建設機械を用いることを基本とする等の環境保全への配慮事項及び環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で建設機械の稼働に係る大気質、騒音及び振動に関する環境影響の低減に努めることとしています。</u></p> <p><u>また、建設機械の稼働に係る騒音の環境保全措置については、事業実施段階における住居等の保全対象の立地状況を踏まえて適切に実施します。</u></p>
5		<p><u>工事の実施に当たっては、できる限り効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。</u></p>	<p><u>工事の実施に当たっては、準備書p3-26に記載した工事用車両の分散、アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させる等の環境保全への配慮事項を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動に関する環境影響の低減に努めることとしています。</u></p>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の見解(案)
6	大気質、騒音、振動	<u>本事業の対象道路及び国道22号に設置する遮音壁については、当該路線の環境基準を達成するために、事業実施段階における住居等の立地状況や本事業と類似する先行事例における騒音の状況を踏まえ、設置する区間及び種類等を適切に設計すること。また、環境保全措置の実施後、その減音効果が維持されるよう、必要に応じ適切な措置を講ずること。</u>	<p>本事業の対象道路及び国道22号に設置する遮音壁については、準備書p11-2-72に記載した自動車の走行に係る騒音の環境保全措置が対象となります。<u>設置する遮音壁の仕様や設置範囲等の詳細については、対象道路沿道における騒音に係る環境基準の達成のために、事業実施段階における保全対象の立地状況や本事業と類似する先行事例における騒音の状況等を踏まえ、適切に検討を行い、設計してまいります。</u></p> <p><u>環境保全措置として実施する遮音壁等については、供用後、適切に維持管理してまいります。また、供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係機関と調整し、関係法令等に基づき、適切な措置を講じてまいります。</u></p>
7	水質	<u>工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講ずること。</u>	<u>工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</u>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の見解(案)
8	日照障害	<u>遮音壁の材質を工夫するなど、事業実施段階において、できる限り日照障害の低減に努めること。</u>	<u>事業実施段階において、遮音壁の材質を検討するなど、できる限り日照障害の低減に努めます。</u>
9	動物	<u>道路の存在による鳥類への影響の予測及び評価については、これまでに行った鳥類の飛翔高度に関する現地調査の結果を踏まえたものとする。</u>	<u>道路の存在による鳥類への影響の予測にあたり実施した鳥類の飛翔高度に関する現地調査での確認状況を追記しました。</u> <u>また、準備書においては、飛翔高度に関する現地調査の結果を踏まえ、道路の存在による鳥類の移動障害が生じる可能性の予測及び評価を行っています。</u> (評価書「第11章第7節動物」に追記)
10	景観	<u>高架構造等の詳細設計に当たっては、できる限り周辺景観と調和したものとなるよう努めること。</u>	<u>今後の設計に当たっては、高架構造物等について、できる限り周辺景観との調和が図られるように努めます。</u>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の見解(案)
11	廃棄物等	<u>工事中に発生する廃棄物等について、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。</u>	準備書p11-13-7に記載したとおり、環境保全措置として「 <u>工事間流用の促進</u> 」及び「 <u>再資源化施設への搬入等による他事業等での利用</u> 」を実施し、「 <u>建設リサイクル推進計画2020</u> 」(令和2年9月、国土交通省)で設定された <u>達成基準値</u> 及び「 <u>あいち建設リサイクル指針</u> 」(平成14年3月、愛知県)で設定された <u>目標値を上回るように努めること</u> としています。なお、準備書p11-13-6に記載したとおり、 <u>環境保全措置の実施後に生じた廃棄物等の余剰分は関係法令に基づいて適切に処理・処分すること</u> としています。
12	その他	<u>評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</u>	<u>評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、環境影響評価の結果をより分かりやすく記載するという観点から、文章や図表に注釈を記載するなど、可能な限り分かりやすい記述となるよう努めました。</u>
13		<u>事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。</u>	<u>事業の実施に当たっては、説明会等の場を活用して、住民等に対し丁寧に説明を行ってまいります。また、住民等から環境に関する要望等があった場合は、適切に対応してまいります。</u>